

おかもと陽子通信

2017年7, 8月 第18号



(6月議会)



公明党

守りたい! あなたのいのち、生活を!!

発行) 宗像市議会議員 岡本陽子

自宅 福岡県宗像市自由ヶ丘 7-6-1

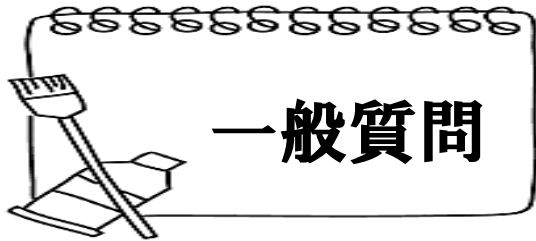
TEL/FAX (0940) 25-5344

ホームページ <http://www.okamoto-youko.jp/>

メール taiyoudaisukinayoko@gmail.com



ご意見・ご要望はホームページからも投稿できます。何でもお気軽にご相談下さい。



◆障がい者が自立できるための環境整備を◆

① 宗像ふるさとハローワークにおいて障がい者の就労

希望登録、障がいに対応できる職員の派遣を

宗像市に住む障がい者就労に関しては、はまゆう障害者就労支援センターで対応しているが、3人の職員で400名の障がい者就労希望登録者がおり、その対応にも工夫が必要である。1人の職員が、障がい者の就労登録のため福岡まで付き添いとなると、2人の職員でセンターの業務を行わなければならない。障がい者の中には、就労登録のためハローワーク福岡東まで行くのが困難な人もいる。住む場所によって障がい者の就労環境に格差が出ないようすることは必要。こうした状況を考えると宗像市ふるさとハローワークにおいて就労場所への登録ができるようなしくみを作る必要があるのでは。

(市の回答)

国の基準を基本とし、障がい者の就労登録、障がい者に対応できる職員の派遣に関して要望し改善するよう検討する

② 障害者等日常生活用具給付等事業対象者のうち

紙おむつ、尿パッドの支給対象の拡大を

国の基準に従って作成されている宗像市の障害者日常生活用具給付等事業では、排尿、排便の意志表示が困難であることが基準となる。脳性まひによる手足の拘縮、変形によってトイレに行こうと思っても、時間を要しその間失禁するというケースなどは、国の基準に当てはまらないが、紙おむつを必要とするケースもある。国の基準に当てはまらないケースについても支給対象になるかどうか状況に応じた判断と対応が必要では。

(市の回答)

国の基準に当てはまらないケースに関しては、市でその給付対象が適切に判断されているかを十分検討し、必要な人が適切に利用できる対応をしたい。

宗像市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱

排泄管理支援用具 利用基準

種目	紙おむつ等
対象者	脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で必要と認められる者
性能等	対象者が容易に使用し得るもの
対象年齢	3歳以上
基準額	12,000円



ハローワークの管轄、役割は自治体ごとに異なる

障がい者が就労場所への登録ができたり、障がい者対応できるジョブコーチがいるのは、近隣では厚労省管轄のハローワーク福岡東(福岡市東区千早)となります。宗像市ハローワークは福岡労働局と福岡東公共職業安定所との共同運営で就労希望場所への登録はできません。



議会トピックス



世界遺産イコモス勧告と今後の取り組み



沖ノ島と3つの岩礁(小屋島、御門柱、天狗岩)のみの世界遺産登録への記載勧告

7月上旬正式に登録の可否決定へ

掲載写真(沖ノ島写真無料・Google検索)より引用

市民より市への問い合わせは電話10件、市長への手紙1件、メール20件があり、「沖ノ島の保全のためにはよかったのでは」「沖津宮、中津宮、辺津宮の3宮一体で登録すべき」などの意見が寄せられたとのこと。一方国、県、市長も8ヶ所一括登録目指す姿勢が示されています。議会の一般質問では、市民の声を中心に財源、後世への資産管理、景観保全、潜在的脅威に対する対策など様々な論点から議論を深めました。

(財産の取得について)

宗像市観光物産館(道の駅むなかた)の駐車場の用地として取得するため条例の規定により議会の議決を求めるもの。
賛成:14 反対:4 委員会
条例19条の規定により副委員長除斥のもと審査を行った。

建設産業常任委員会の報告から



取得する財産:宗像市江口1426番1ほか16筆の土地
18,373,65平方メートル
141,254,845円

(反対意見)事業の手続き上の問題で行政のあり方が問われると思う。数年見ながら見直しを含めて検討すべき。

(賛成意見)市民参画条例

ではなく、土地収用法に基づき手続きを行った結果、市民に十分周知されなかった点は指摘したい。来訪者対応だけではなく、市民向けイベントの開催、宗像の観光資源として今後活用していただきたい。

厚労省へ要望書提出

右から公明党秋野公造参議院議員、古谷厚労相副大臣(公明党)、要望書提出者宗像ネットワーク代表隈崎さん、岡本、元市民ホスピスの会・福岡松本さん



厚生労働大臣 塩崎恭久様
(要望書一部抜粋)

現在の保険診療上、ホスピスの利用対象となる患者は、「主として、苦痛の緩和を必要とする悪性腫瘍の患者、または後天性免疫不全症候群(エイズ)の患者」となっており、ホスピスは、「終末期緩和ケア」として捉えられ、医師に末期と診断された(主にガン)患者の苦痛を除去することを主な目的とした医療となっています。そのため現状ではその他の病気での利用は困難となっています。すなわち、脳や脊髄などの中枢神経が侵されゆっくり進行して体が動かなくなる神経難病、心臓病、腎臓病、肝臓病呼吸不全など臓器不全で次第に弱っていく病気、認知症、それに重度の障害がある子どもたち、これらの疾患、障害に関しては緩和ケアの対象となりえますが日本のホスピスでの利用はできない状況です。……「ホスピスがすべての人に開かれたものに」するための署名活動を行い、現在17,588件が集まっています。日本においても、その対象となる疾患、障害について調査・研究が進み、ホスピスの目的が広く認知され、その対象が、がん、エイズにとどまらず、すべての人に開かれたものになることを強く要望するものです。